○租税特別措置法施行規則第二十条第二十五項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件（**内閣府・国家公安委・総務・法務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛**一）　八三三

○租税特別措置法施行規則第五条の六第二十二項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件（**同**二）　八三五

○租税特別措置法施行規則第二十条第二十五項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件（**同**三）　八三六

○租税特別措置法施行規則第五条の六第二十二項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件（**同**四）　八三一

○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**二）　八三四

○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（**同**三）　八三四

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（**同**四）　八三六

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第三条第三項第二号の規定に基づき主務大臣の定めるものを定める件の一部を改正する件（**同**五）　八三七

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第三条第二項第五号の規定に基づき主務大臣の定めるものを定める件の一部を改正する件（**同**六）　八三八

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第四条第一号ニの規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件（**同**七）　八三八

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（**内閣府・文部科学・厚生労働**三）　八三八

○工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示（**内閣府・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　八四四

○電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する告示（**公正取引委**一）　八四四

○個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルールの一部を改正する告示（**個人情報保護委**二）　八四五

○経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドラインの一部を改正する件（**個人情報保護委・経済産業**二）　八四九

○保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（**金融庁**四一）　八四九

○保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項等の規定に基づき貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額等を定める件の一部を改正する件（**金融庁・財務**一）　八五五

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**デジタル庁**三）　八五七

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**七）　八五七

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**八）　八五八

○復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令第二条第一号及び第二十九号の規定に基づき、内閣総理大臣が定める復興庁が実施に関する計画を定める事業に関する告示（**復興庁**二）　八五九

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**総務**一一七、一二二）　八六〇

○統計研究研修所研修規則の一部を改正する件（**同**一一八）　八六七

○放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件（**同**一一九）　八六八

○放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（**同**一二〇）　八七三

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**同**一二一）　八七五

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**一二三）　八七五

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**一二四）　八七六

（以下次のページへ続く）